3 議案第61号関係

(1)~(4) 略

(1) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
(期末手当)	(期末手当)
第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者
の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、	の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める割合を乗じて得た額とす	当該各号に定める割合を乗じて得た額とす
る。	る。

(2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

(1)~(4) 略

改正案	現行
(期末手当)	(期末手当)
第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在
(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡し	(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡し
た議員にあっては、退職し、又は死亡した日	た議員にあっては、退職し、又は死亡した日
現在)において、議員報酬の月額及び議員報	現在)において、議員報酬の月額及び議員報
酬の月額に100分の20を超えない範囲内	酬の月額に100分の20を超えない範囲内
で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額	で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額
に <u>100分の160</u> を乗じて得た額に、基準	に <u>100分の157.5</u> を乗じて得た額に、
日以前6箇月以内の期間におけるその者の在	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者
職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該	の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、
各号に定める割合を乗じて得た額とする。	当該各号に定める割合を乗じて得た額とす
	る。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略